

陳情第97号 普天間基地返還と辺野古新基地建設中止の意見書提出を求める陳情

今陳情は、2014年に政府と沖縄県の中で約束されていた普天間基地の5年以内の運用停止する約束の期限が来年の2月に迫っている中、政府は辺野古への基地移転にこだわり、具体的な措置を進めていないとして、直ちに普天間基地の運用停止、返還を無条件で実施と。辺野古新基地建設予定地は難工事が予想され、基地建設は自然環境破壊につながり沖縄への永久的軍事基地化を招くこと。そもそも2度にわたる県知事選での民意に基づき、辺野古新基地は中止されるべきだったが、政府は県民の意思を無視し、国土交通大臣に審査請求を申し立てといった不法行為を行うなど、主権者である住民と地方自治体の意思を圧殺しているとして天間基地返還と辺野古新基地建設中止の意見書提出を求めています。96号と同様に、今陳情も国の防衛に係わる問題という論点でのやりとりもありましたが、現在の国会運営は、言論の府でありながら民主主義の原点である十分な議論がなされず合意形成への努力もなく強行採決されている今、国民主権という観点から主権者である私たちは、まさに不断の努力の一步として、地方議会から民意を届けていく必要があります。調布市民憲章には、恒久の平和を願う私たち市民は、私たちひとりひとりの手で人間味あふれる「新しいふるさと調布」をつくるため、この市民憲章を定めたとあります。調布市民は、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例を定め、その前文には、私たちは、まちづくりの主体として、これまで以上に自分たちのまちは自分たちでつくるという自主・自立の精神と責任を持って、共に力を合わせながらまちづくりに取り組んでいかなければなりません。として私たちは、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨にのっとり自治によるまちづくりを進めることを宣言しています。政府は沖縄県の民意を真摯に受け止めるのであれば、陳情にも示された法の趣旨に相反する強硬な姿勢は、憲法に掲げる地方自治の本旨に反します。私達は日本の防衛という名のもとに、今だ、改正されていない国内法が適用されない不平等協定である日米地位協定の抜本的見直し、沖縄県における米文専用施設の基地面積の割合が全国の7割を占めていることや、亡き前翁長知事が県外移設を訴えていた事も含め、沖縄県民が背負っている不安を、私たち自身・国民一人一人が自分の問題として考えることが今問われています。全国知事会も日米地位協定も抜本的な見直しが提案している今、調布飛行場がかつて米軍に接收された事や、関東村という米軍住宅は東京オリンピックの年にオリンピック村を造成するためにアメリカ軍兵舎・住宅施設「ワシントンハイツ」が渋谷区から代替え住宅地として建設された訳ですが、この施設は今、どこに移設されたのでしょうか。こういった歴史を振り返り、今も飛行場が存在する市として、私自身今回の意見書を、自分と国との関係性、自治体にとって防衛とは何か、不平等状態にある日米地位協定の見直しも含め、沖縄の基地問題は私たち自身の問題として、そして自治のまちづくりを進める憲法を遵守する調布市民として、国に届けるべき意見書として採択を主張するものです。